

「教科又は教職に関する科目」の取り扱いについて

「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」のそれぞれ最低修得単位数を超えた単位については、免許申請の際に「教科又は教職に関する科目」の単位として計上することができます。ただし、計上できる単位数は、学校種及び免許教科によって異なります。計上する場合は、それぞれの学校種及び免許教科ごとに必要単位数を集計した上で判断しなければなりません。（下記例参照。）

* 例 ****
ある学生が免許ごとに単位を集計したところ、次の表のような単位数になった。

	中学校一種免許状「社会」	高等学校一種免許状「地理歴史」
教職に関する科目	33 (31)	25 (25)
教科又は教職に関する科目	0 (8)	0 (14)
教科に関する科目	45 (20)	20 (20)

※ カッコ内の数字は当該分野の最低修得単位数を示している。

1 社会の免許状を取得する場合

「教職に関する科目」の余った単位（2単位）と、「教科に関する科目」の余った単位（25単位）を「教科又は教職に関する科目」として計上することができますので、新たに「教科又は教職に関する科目」の単位を修得する必要はありません。

2 地理歴史の免許状を取得する場合

「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」ともに余っている単位がないため、「教科又は教職に関する科目」を残り14単位以上取得しなければなりません。なお、社会の免許状で余った単位を、地理歴史の免許状に回すことはできません。

	中学校一種免許状「社会」	高等学校一種免許状「地理歴史」
教職に関する科目	33 (31) ↓ 2	25 (25) ↓ 0
教科又は教職に関する科目	0 (8) ↑ 25	0 (14) ↑ 0
教科に関する科目	45 (20)	20 (20)

※ カッコ内の数字は当該分野の最低修得単位数を示している。

※ 矢印内の数字は、「教科又は教職に関する科目」に回せる単位数を示している。

社会の免許状で余った単位は地理歴史の免許状に回すことはできません。